省　　令

○総務省令第百五号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）を実施するため、電波法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年十二月二十五日

総務大臣　樽床　伸二

電波法施行規則の一部を改正する省令

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

別表第二号の四の表二の項中「17.7GHzを超え18.1GHz以下」を「17.7GHzを超え18.1GHz以下　22.55GHzを超え23.15GHz以下」に改める。

別表第二号の五の表五の項中「7.25GHzを超え7.85GHz以下」を「5.67GHzを超え5.725GHz以下　7.25GHzを超え7.9GHz以下」に改め、同表十六の項中「19.3GHzを超え19.7GHz以下」を「19.3GHzを超え19.7GHz以下　21.4GHzを超え22GHz以下」に改める。

附　則

この省令は、平成二十五年一月一日から施行する。

○総務省令第百六号

地方財政法施行令（昭和二十三年政令第二百六十七号）附則第二条第四項の規定に基づき、公営競技に係る納付金の納付に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年十二月二十五日

総務大臣　樽床　伸二

公営競技に係る納付金の納付に関する規則の一部を改正する省令

公営競技に係る納付金の納付に関する規則（昭和四十五年自治省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号ロ中「イに掲げる金額」を「前条第七号に掲げる金額」に改め、同号ハ中「イに掲げる金額」を「前条第八号に規定する実質赤字の額」に改め、同号ニ及びホ中「イからハまで」を「平成二十三年度から当該年度までのイからハまで」に改め、同号ヘ中「イからハまで」を「平成二十三年度から当該年度までのイからハまで」に、「場合」を「年度」に改める。

附則第二条第一項を削り、同条第二項中「平成二十七年度」を「平成二十七年度」に改め、「施行団体」の下に「（施行団体が一部事務組合等を組織して公営競技を行う場合にあっては当該一部事務組合等。以下同じ。）」を加え、「第一条第九号に規定する」を削り、同項を同条第一項とし、同条に第二項として次の一項を加える。

2　平成十九年度から平成二十七年度までの各年度において、施行団体について次の各号に掲げる金額がある場合における第一条の規定の適用については、当該各号に掲げる金額を事業外支出から控除するものとする。

一　当該年度における自転車競技法及び小型自動車競走法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十一号。以下この項において「自転車競技法等改正法」という。）第一条の規定による改正前の自転車競技法（昭和二十三年法律第二百九号）第十六条第一項、別表第一及び別表第二の規定の例による金額の合計額から、当該年度に交付した自転車競技法等改正法第一条の規定による改正後の自転車競技法第十六条第一項、別表第一及び別表第二の規定による交付金の合計額を控除した金額

二　当該年度における自転車競技法等改正法第二条の規定による改正前の小型自動車競走法（昭和二十五年法律第二百八号）第二十条第一項、別表第一及び別表第二の規定の例による金額の合計額から、当該年度に交付した自転車競技法等改正法第二条の規定による改正後の小型自動車競走法第二十条第一項、別表第一及び別表第二の規定による交付金の合計額を控除した金額

三　当該年度におけるモーターボート競走法の一部を改正する法律（平成十九年法律第十六号。以下この項において「モーターボート競走法改正法」という。）第一条の規定による改正前のモーターボート競走法（昭和二十六年法律第二百四十二号）第十九条、別表第一及び別表第二の規定の例による金額の合計額から、当該年度に交付したモーターボート競走法改正法第三条の規定による改正後のモーターボート競走法第二十五条第一項、別表第一及び別表第二の規定による交付金の合計額を控除した金額

附則第二条第三項を削り、同条第四項中「前三項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とする。

附　則

この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の公営競技に係る納付金の納付に関する規則の規定は、平成二十四年四月一日以後に行われる公営競技に係る地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第三十二条の二の規定により納付すべき納付金について適用し、同日前に行われた公営競技に係る同条の規定により納付すべき納付金については、なお従前の例による。

○厚生労働省令第百六十号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第四十四条第一項及び第二項の規定に基づき、薬事法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年十二月二十五日

厚生労働大臣　三井　辨雄

薬事法施行規則の一部を改正する省令

薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）の一部を次のように改正する。

別表第二毒薬の部有機薬品及びその製剤の項中第三号の三を第三号の四とし、第三号の次に次の一号を加える。

三の二　一―（四―クロロフェニル）―五―（一―メチルエチル）ビグアニド（別名プログアニル）、その塩類及びそれらの製剤。ただし、一錠中一―（四―クロロフェニル）―五―（一―メチルエチル）ビグアニド塩酸塩として一〇〇㎎以下を含有する内用剤を除く。

別表第三劇薬の部有機薬品及びその製剤の項中第二十四号の二十九の次に次の一号を加える。

二十四の三十　一―（四―クロロフェニル）―五―（一―メチルエチル）ビグアニド（別名プログアニル）の製剤であつて、一錠中一―（四―クロロフェニル）―五―（一―メチルエチル）ビグアニド塩酸塩として一〇〇㎎以下を含有する内用剤

別表第三劇薬の部有機薬品及びその製剤の項中第五十五号の二十一を第五十五号の二十二とし、第五十五号の二十を第五十五号の二十一とし、第五十五号の十九を第五十五号の二十とし、第五十五号の十八の次に次の一号を加える。

五十五の十九　（三ＲＳ・一一ｂＲＳ）―九・一〇―ジメトキシ―三―〔二―メチルプロピル）―三・四・六・七―テトラヒドロ―一Ｈ―ピリド［二・一―ａ］イソキノリン―二（一ｂＨ）―オン（別名テトラベナジン）及びその製剤

別表第三劇薬の部有機薬品及びその製剤の項中第五十九号の七を第五十九号の八とし、第五十九号の六を第五十九号の七とし、第五十九号の五の次に次の一号を加える。

五十九の六　セルトリズマブ　ペゴル及びその製剤

別表第三劇薬の部有機薬品及びその製剤の項中第九十八号の四を第九十八号の五とし、第九十八号の三を第九十八号の四とし、第九十八号の二の次に次の一号を加える。

九十八の三　（六Ｓ）―六―｛プロピル［二―（チオフェン―二―イル）エチル］アミノ｝―五・六・七・八―テトラヒドロナフタレン―一―オール（別名ロチゴチン）及びその製剤

別表第三劇薬の部有機薬品及びその製剤の項中第百二十六号の七を第百二十六号の八とし、第百二十六号の六の次に次の一号を加える。

百二十六の七　二―メチルプロパン酸　二―｛（一Ｒ）―三―［ビス（一―メチルエチル）アミノ］―一―フエニルプロピル｝―四―（ヒドロキシメチル）フエニルエステル（別名フエソテロジン）、その塩類及びそれらの製剤。ただし、一錠中二―メチルプロパン酸　二―｛（一Ｒ）―三―［ビス（一―メチルエチル）アミノ］―一―フエニルプロピル｝―四―（ヒドロキシメチル）フエニルエステルフマル酸塩として八㎎以下を含有する内用剤を除く。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。